

○厚生労働省告示第三百三十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第三項及び第三十条第二項並びに附則第二十二条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第1から第3まで及び第5から第16まで」を「第1から第4まで及び第6から第17までに」、「第4」を「第5」に改める。

別表第1の1の注11中「要する費用をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同1の注15中「第9」を「第10」に改める。

別表第2の1の注1中「及び第3」を「並びに第3及び第4」に改め、同1の注5中「第8」を「第9」に改め、同1の注8中「（午後6時から午後10時までの時間をいう。）」、「（午前6時から午前8時までの時間をいう。）」及び「（午後10時から午前6時までの時間をいう。）」を削り、同

1の注12中「第9」を「第10」に改める。

別表第16の1の注8中「この第16」を「第17」に改め、別表第16を別表第17とする。

別表第15を別表第16とする。

別表第14を別表第15とする。

別表第13の7の注中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、別表第13を別表第14とする。

別表第12の1の注5の(2)中「別表第12」を「第13」に改め、同5の6の注中「第16」を「第17」に改め、同8の注中「第13」を「第14」に改め、別表第12を別表第13とする。

別表第11の1の注4中「別表第11」を「第12」に改め、別表第11を別表第12とする。

別表第10の1の注1の(2)中「第11」を「第12」に、「第12」を「第13」に、「第13」を「第14」に改め、同注1の(3)中「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同3の注3から注6まで中「第5」を「第6」に、「第8」を「第9」に改め、同6の注の(1)中「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同7の注中「第16」を「第17」に改め、別表第10を別表第11とする。

別表第9の1の注1中「第16」を「第17」に改め、同1の注2、同1の注8の(3)、同1の2の注1及び同2のイ中「この第9」を「第10」に改め、同3の注中「第8」を「第9」に改め、同5の注中「第16」を「第17」に改め、別表第9を別表第10とする。

別表第8を別表第9とする。

別表第7の1の注1中「別表第7」を「第8」に改め、同1の注2中「第11」を「第12」に、「第12」を「第13」に、「第13」を「第14」に、「第14」を「第15」に、「第15」を「第16」に改め、同1の注5、注6、注8及び注9中「第4」を「第5」に改め、同1の注12中「第5」を「第6」に改め、同3の注中「第8」を「第9」に改め、同5の注1及び注2中「第11」を「第12」に改め、別表第7を別表第8とする。

別表第6を別表第7とする。

別表第5の1の注1中「第11から第15まで」を「第12から第16まで」に改め、同注1の(1)中「第10」を「第11」に改め、同10中「第5条第17項第2号」を「第5条第18項第2号」に改め、別表第5を別表第6とする。

別表第4を別表第5とする。

別表第3を別表第4とする。

別表第2の次に次のように加える。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 身体介護を伴う場合

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 所要時間30分未満の場合 | 254単位 |
| (2) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 | 402単位 |
| (3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 | 584単位 |
| (4) 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合 | 667単位 |
| (5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合 | 750単位 |
| (6) 所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合 | 833単位 |
| (7) 所要時間 3時間以上の場合 | 916単位に所要時間 3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 |

ロ 身体介護を伴わない場合

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 所要時間30分未満の場合 | 105単位 |
| (2) 所要時間30分以上 1時間未満の場合 | 197単位 |
| (3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合 | 276単位 |
| (4) 所要時間 1時間30分以上の場合 | 346単位に所要時間 1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数 |

注 1 イにあつては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあつては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・

代読を含む。）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3において「指定同行援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定同行援護事業所」という。）に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当同行援護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「同行援護従業者」という。）が同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定同行援護」という。）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定同行援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

(2) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）にあること。

(一) 区分2以上に該当していること。

(二) 認定調査表における次のaからeまでに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

a 2－5 「3. できない」

b 2－6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

- c 2－7 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- d 4－5 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- e 4－6 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

2 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画（指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同時に2人の同行援護従業者が行う1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う

指定同行援護等につき所定単位数を算定する。

6 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算 (I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算 (II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算 (III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所（以下「指定同行援護事業所等」という。）の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任

者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護等を緊急に行った場合にあつては、利用者１人に対し、１月につき２回を限度として、１回につき１０単位を加算する。

１０ 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間は、同行援護サービス費は、算定しない。

２ 初回加算

２００単位

注 指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った場合又は当該指定同行援護事業所等のその他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行った日の属する月に指定同行援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、１月につき所定単位数を加算する。

３ 利用者負担上限額管理加算

１５０単位

注 指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第４３条第２項において準用する指定障害福祉サービス基準第２２条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所

定単位数を加算する。